

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【公表番号】特表2002-505294(P2002-505294A)

【公表日】平成14年2月19日(2002.2.19)

【出願番号】特願2000-534220(P2000-534220)

【国際特許分類】

A 61 K 31/7048 (2006.01)

A 61 P 31/12 (2006.01)

C 07 H 17/08 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/7048

A 61 P 31/12 171

C 07 H 17/08 F

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月20日(2006.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

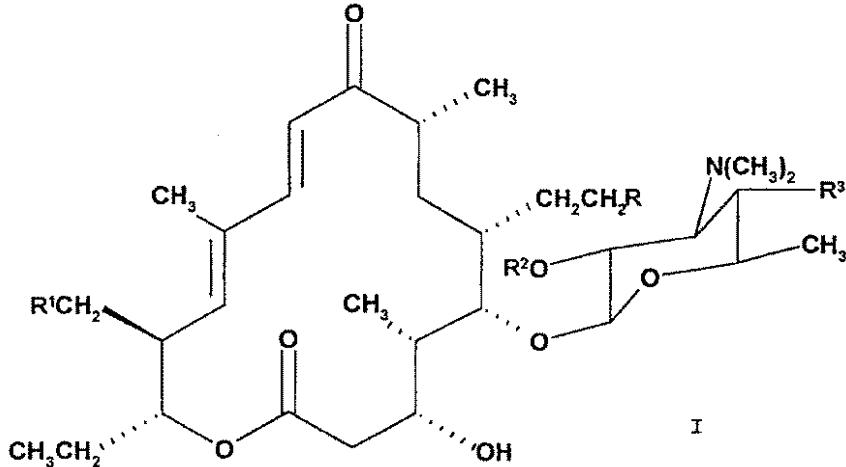
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 ブタにおけるウイルスの増殖を抑制するように適応された獣医学製剤であって、式Iの化合物またはそれらの生理学的に許容し得る酸付加塩を含む、該製剤。

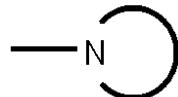
【化1】



[式中、

Rは、式：

【化2】

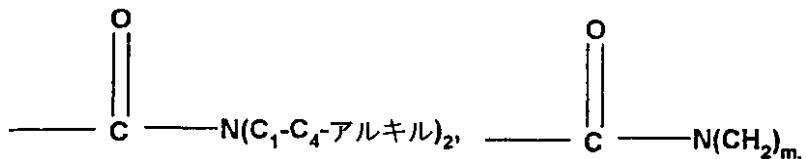


の飽和もしくは不飽和の3級アミノ基であって、ここで、

該窒素原子は、5～16個の環原子を含有する単環；8～20個の環原子を含有する二環もしくは三環；あるいは、

該炭素原子の1つ以上が、C₁～C₄アルキル、C₂～C₄アルケニル、C₂～C₄アルキニル、C₁～C₄アルコキシ、C₁～C₄アルコキシカルボニル、ヒドロキシリ、C₁～C₄アルカノイルオキシ、ハロ、ハロ-C₁～C₄アルキル、-N(C₁～C₄アルキル)₂、-N(CH₂)_m、

【化3】

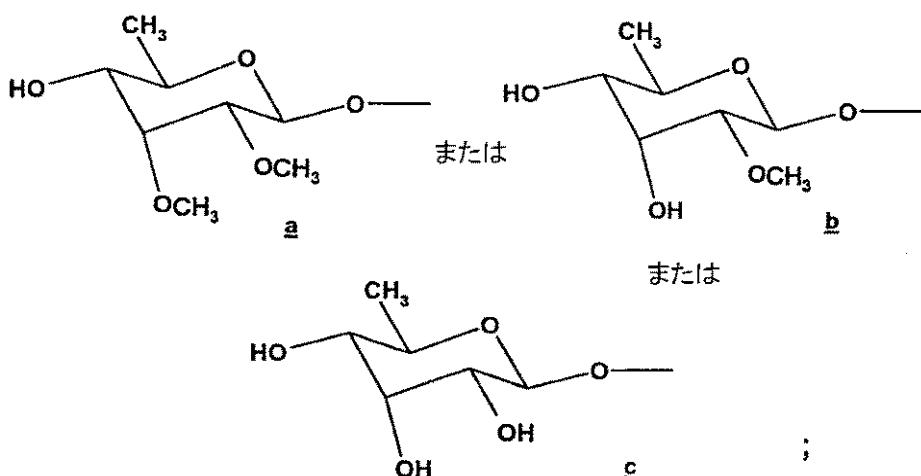


シアノ、エチレンジオキシ、ベンジル、フェニル、または1～3個の置換基（該置換基はニトロ、ハロ、C₁～C₄アルキル、C₁～C₄アルコキシ、ヒドロキシ、アミノ、またはモノ-もしくはジ-(C₁～C₄アルキル)アミノから選ばれる）で置換されたフェニルによって置換されたそれらの基、から選ばれる他の炭素環式の一部であり；

mは、4～7の整数であり；

R¹は、

【化4】

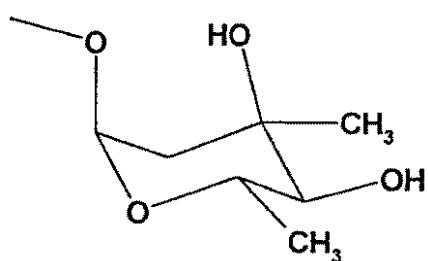


であり；

R²は、水素；C₁～C₅アルカノイル；1～3個のハロ置換基を有するC₁～C₅アルカノイル；ベンゾイル；フェニルアセチル；フェニルプロピオニル；あるいは、1～5個のハロもしくはメチル、または1～2個のメトキシ、ニトロもしくはヒドロキシリ置換基を有する、ベンゾイル、フェニルアセチルまたはフェニルプロピオニルであり；

R³は、ヒドロキシ；C₁～C₅アルカノイルオキシ；1～3個のハロ置換基を有するC₁～C₅アルカノイルオキシ；ベンゾイルオキシ；フェニルアセトキシ；フェノキシアセトキシ；1～5個のハロもしくはメチル、または1～2個のメトキシ、ニトロもしくはヒドロキシリ置換基を有する、ベンゾイルオキシ、フェニルアセトキシまたはフェノキシアセトキシ；あるいは、

【化5】



である]

【請求項 2】 化合物はチルミコシンまたはその生理学的に許容し得る酸付加塩である、請求項 1 記載の製剤。

【請求項 3】 化合物はチルミコシン・リン酸塩である、請求項 1 または 2 のいずれかに記載の製剤。

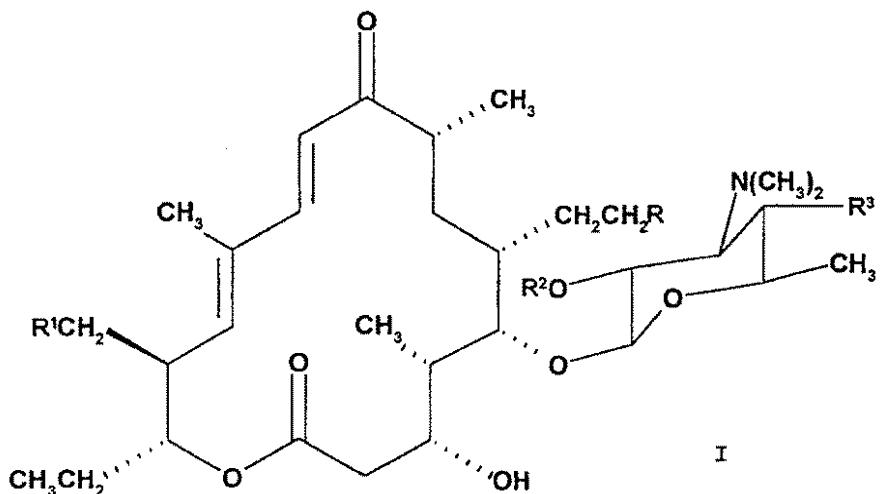
【請求項 4】 ウイルスは SIRS V である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 つに記載の製剤。

【請求項 5】 ウイルスはレリストッドウイルスである、請求項 1 ~ 3 のいずれかに 1 つに記載の製剤。

【請求項 6】 ブタは交配中の雌ブタである、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 つに記載の製剤。

【請求項 7】 ブタにおけるウイルスの増殖を抑制するのに適当な医薬の製造における、式 I の化合物、その生理学的に許容し得る酸付加塩、またはそのいずれかを含有する獣医学組成物の使用であって、

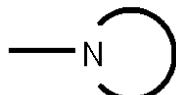
【化 6】



[式中、

R は、式 :

【化 7】

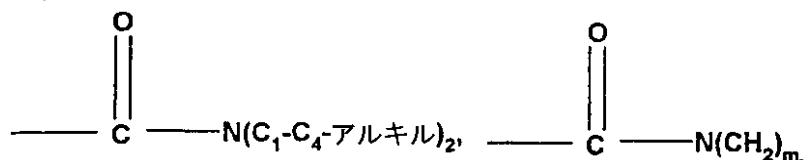


の飽和もしくは不飽和の 3 級アミノ基であって、ここで、

該窒素原子は、5 ~ 16 個の環原子を含有する单環；8 ~ 20 個の環原子を含有する二環もしくは三環；あるいは、

該炭素原子の 1 つ以上が、C₁ ~ C₄ アルキル、C₂ ~ C₄ アルケニル、C₂ ~ C₄ アルキニル、C₁ ~ C₄ アルコキシ、C₁ ~ C₄ アルコキシカルボニル、ヒドロキシリル、C₁ ~ C₄ アルカノイルオキシ、ハロ、ハロ - C₁ ~ C₄ アルキル、- N(C₁ ~ C₄ アルキル)₂、- N(C₁-C₄-アルキル)_m、

【化 8】



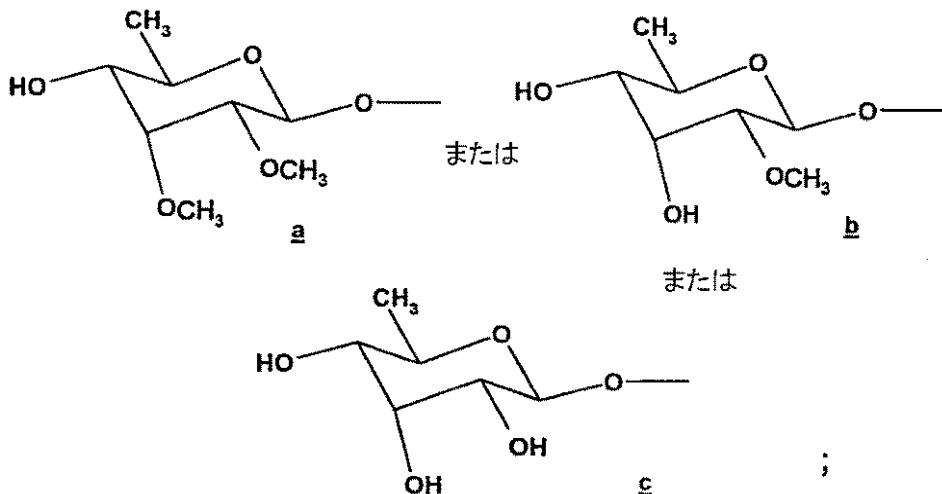
シアノ、エチレンジオキシ、ベンジル、フェニル、または 1 ~ 3 個の置換基（該置換基はニトロ、ハロ、C₁ ~ C₄ アルキル、C₁ ~ C₄ アルコキシ、ヒドロキシ、アミノ、また

はモノ - もしくはジ - ($C_1 \sim C_4$ アルキル)アミノから選ばれる)で置換されたフェニルによって置換されたそれらの基、から選ばれる他の炭素環式の一部であり；

m は、4 ~ 7 の整数であり；

R^1 は、

【化 9】

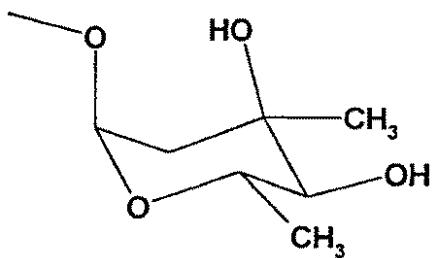


であり；

R^2 は、水素； $C_1 \sim C_5$ アルカノイル；1 ~ 3 個のハロ置換基を有する $C_1 \sim C_5$ アルカノイル；ベンゾイル；フェニルアセチル；フェニルプロピオニル；あるいは、1 ~ 5 個のハロもしくはメチル、または1 ~ 2 個のメトキシ、ニトロもしくはヒドロキシル置換基を有する、ベンゾイル、フェニルアセチルもしくはフェニルプロピオニルであり；

R^3 は、ヒドロキシ； $C_1 \sim C_5$ アルカノイルオキシ；1 ~ 3 個のハロ置換基を有する $C_1 \sim C_5$ アルカノイルオキシ；ベンゾイルオキシ；フェニルアセトキシ；フェノキシアセトキシ；1 ~ 5 個のハロもしくはメチル、または1 ~ 2 個のメトキシ、ニトロもしくはヒドロキシル置換基を有する、ベンゾイルオキシ、フェニルアセトキシもしくはフェノキシアセトキシ；あるいは、

【化 10】



である]

【請求項 8】 化合物はチルミコシンまたはそれらの生理学的に許容し得る酸付加塩である、請求項 7 に記載の使用。

【請求項 9】 化合物はチルミコシン・リン酸塩である、請求項 7 または 8 のいずれかに記載の使用。